

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 揖斐川事務所空調設備更新工事
- 2 工 事 場 所 岐阜県揖斐郡揖斐川町長良319-1
- 3 工 期 契約締結の翌日から70日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「暖冷房・衛生設備工事」の認定を受けていること、かつ、本店、支店又は営業所が岐阜県、愛知県、又は三重県に所在すること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)見 積 書 令 和 7 年 9 月 25 日 12:00 まで
提出期限
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
 - 5)質 問 書 令 和 7 年 9 月 22 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年9月26日 12:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4)契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。

揖斐川事務所空調設備更新工事

特記仕様書

令和 7 年 9 月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

I 一般事項

1 適用範囲

この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「建築工事共通仕様書（令和6年4月）」（以下「共通仕様書」という。）に優先して、揖斐川事務所空調設備更新工事（以下「本工事」という。）に適用する。

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書による。なお、共通仕様書の「監督員」を「担当職員」に読み替えるものとする。

なお、共通仕様書における「工事編」（国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「営繕部」という。）制定の各仕様書の各工事編）は、令和7年版とする。

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、共通仕様書 2.1.15 による。

- ① 質問回答書（②から⑤までに対するもの）
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 図面
- ⑤ 共通仕様書

2 特記仕様

特記事項に記載の（ ）内表示番号は、共通仕様書の当該項目を示す。

II 工事概要

1 工事場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 319-1

2 工事内容

機械設備改修工事 1 式
直接仮設、空気調和設備、発生材処理

3 工期

- （1）工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から70日間とする。
なお、休日には、日曜日及び祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

4 工事工程の共有

- （1）受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、担当職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対象者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。
- （2）施工中に工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が次の①から⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。
- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 週休2日制適用工事

- (1) 本工事は、担当職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、月単位の週休2日を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行工事である。
- (2) 週休2日の考え方は下記のとおりである。

① 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

④ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

⑤ 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、全ての月で28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月については、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象による安全パトロール」「休日に開催される現場見学会等」等の現場閉所日の取り扱いについては、担当職員との協議により決定するものとする。

- (3) 受注者は、工事着手前に提出する施工計画書に法定休日・所定休日（週休二日の導入）を記載するものとする。

- (4) 現場閉所を行うときは、担当職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

② 週間工程会議等により担当職員が事前に把握している場合

③ 機構が休日の場合

- (5) 担当職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

- (6) 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる工程表等を担当職員に提出するものとする。

なお、工程表等は現場閉所の日を記載し月単位の週休2日が確認できるものとする。

- (7) アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- (8) 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から月単位の週休2日（4週8休以上）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、物価資料の掲載価格に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）を達成していないものは、補正係数を通期の週休2日（4週8休以上）に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。
- 月単位及び通期の補正係数は以下のとおりとする。

補正項目	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日 (4週8休以上)
労務費	1.00	1.02

- (9) 工事現場において、週休2日制適用工事である旨を工事看板等において明示することとする。

6 施工条件 (2.3.4)

本工事における施工条件は、次のとおりである。

- ・施工時間は原則、平日の午前8時45分から午後5時15分までとする。（準備、後片付けを除く。）
- ・建物内は職員等が執務しているため、施工に当たっては執務に支障とならないよう留意すること。
- ・工事中は既存箇所に損傷を与えないよう適切な養生及び施工を行い、受注者の不注意により、既存箇所に損傷等を与えた場合は受注者の責任において復旧するものとする。

第1編 総 則

1 準拠基準

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

- ① 営繕部監修 機械設備工事監理指針（令和4年版）

2 水資源開発施設等の使用承認

工事に伴い機構敷地内に現場事務所等の仮設建物を設置する場合は、「水資源開発施設等の管理等に関する規程」第10条に基づき、使用承認手続きを行わなければならない。なお、この場合の使用料は無償とする。

3 ワンデーレスポンス

- (1) 本工事はワンデーレスポンス対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者から質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閉庁日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にするものとする。

- (2) 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに書面にて担当職員へ報告すること。
- (4) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

4 ウィークリースタンス

- (1) 担当職員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。

- ① 依頼日・時間及び期限に関する事項
- ② 会議・打合せに関する事項
- ③ 業務時間外の連絡に関する事項

- (2) 受注者は確認した「ウィークリースタンス」の内容について、施工計画書に記載するものとする。
- (3) 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

5 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

6 設計変更等について

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書第2章 2.1.19 から 2.1.21 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（国土交通省）を参考とする。

7 建設副産物等（2.1.25）

（1）建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を次の国土交通省ホームページに掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付し、担当職員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は、工事完成時に電子データを担当職員に提出するものとする。

（2）建設副産物の搬出

本工事において発生する建設副産物は、次に示す搬出先区分に従い搬出する。また、その他の建設副産物は、関係法令に基づき、受注者の責において適正に処理する。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については担当職員と協議の上、設計変更の対象とすることができる。

また、これらの指定副産物の運搬及び処理を外に下請けさせる場合は、それぞれの許可業者でなければならない。

建設副産物	搬出先区分	処理施設	受入場所	搬出距離
金属くず	再資源化施設	(有) ナカタツ環境	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 213-1	≒ 1km
廃プラスチック類	再資源化施設	(有) ナカタツ環境	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 213-1	≒ 1km

（3）再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して担当職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（4）再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付

して担当職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8 主任技術者

本工事の主任技術者は、次の者でなければならない。

建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち1級管工事施工管理技士若しくは2級管工事施工管理技士の資格を有する者

9 工事中の安全確保（2.3.6）

工事中に安全管理上の措置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

10 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、担当職員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出を行わなければならない。

また、担当職員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

11 参考資料の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、請書第1条の別冊の仕様書及び図面ではない。

12 工事関係図書（2.2.1～6）

本工事における工事関係図書は、次のとおりである。

- ① 工程表（実施工程表、週間工程表（工事週報））
- ② 施工計画書
- ③ 工事の記録（工事打合せ簿、工事週報、試験記録、工事写真、品質証明資料）
- ④ その他、担当職員が指示するもの。

13 環境への配慮（2.4.1）

本工事に使用する機材のうち次に示すものについては、国等による「環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく判断基準に適合した機材とする。

・エアコンディショナー等

14 機材の品質等（2.4.2）

特定の機材が特記された場合は、当該機材又は同等品とする。

15 石綿含有建材の調査

関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

- ① 調査範囲は、改修範囲とする。
- ② 調査は、既存の完成図書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、担当職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ必要な手続き等を行う。
- ③ 調査の結果、設計図書と異なる場合は、担当職員と協議する。

16 成果品の納品等

工事書類（工事写真を除く）は紙で提出する。ただし、紙で提出するまでの連絡は積極的にメール等を活用する。

17 完成図書等（2.7.1）

工事完成図書は次のとおり提出する。

- ① 完成図面（2.7.2）（12 工事関係図書に A3 版を折り込んで綴じる）
- ② 保全に関する資料（2.7.3）（納入仕様書、保証書、取扱説明書等）

18 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の実施のため、パソコン等の情報機器使用するに当たり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は担当職員に提示を依頼する。

第 2 編 機械設備改修工事

1 適用

本工事に適用し、記載されていない事項は設計図による。

2 工事用水及び工事用電力

既存の施設を利用できる。（無償）

3 既設冷媒フロン(R410A)

フロン排出抑制法に基づき適正に処理すること。

- ・行程管理票は受注者において準備すること。
- ・更新機器の「冷媒漏えい点検・整備記録簿」を作成すること。

－以 上－

揖斐川事務所空調設備更新工事

数 量 書

<説明事項>

1. 数量書の取扱い

数量書は、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取扱う。

2. 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の次の基準を参考に作成している。

- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

3. 数量書の数量

数量書における数量は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の次の基準に基づき算出している。

- ・公共建築設備数量積算基準

令和7年度

独立行政法人水資源機構

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備改修工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
請負工事費	1	式		

[illegible]

[illegible]

獨立行政法人水資源機構

[illegible]

揖斐川事務所空調設備更新工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	縮 尺	登録番号	整理番号
M-01	案内図・配置図	S=1/200		
M-02	空調設備機器表、1階平面図	S=1/100		
M-03	現況矩計図	S=1/30		

※本図面はA 2判をA 3判に縮小したものである。

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

撤去機器表

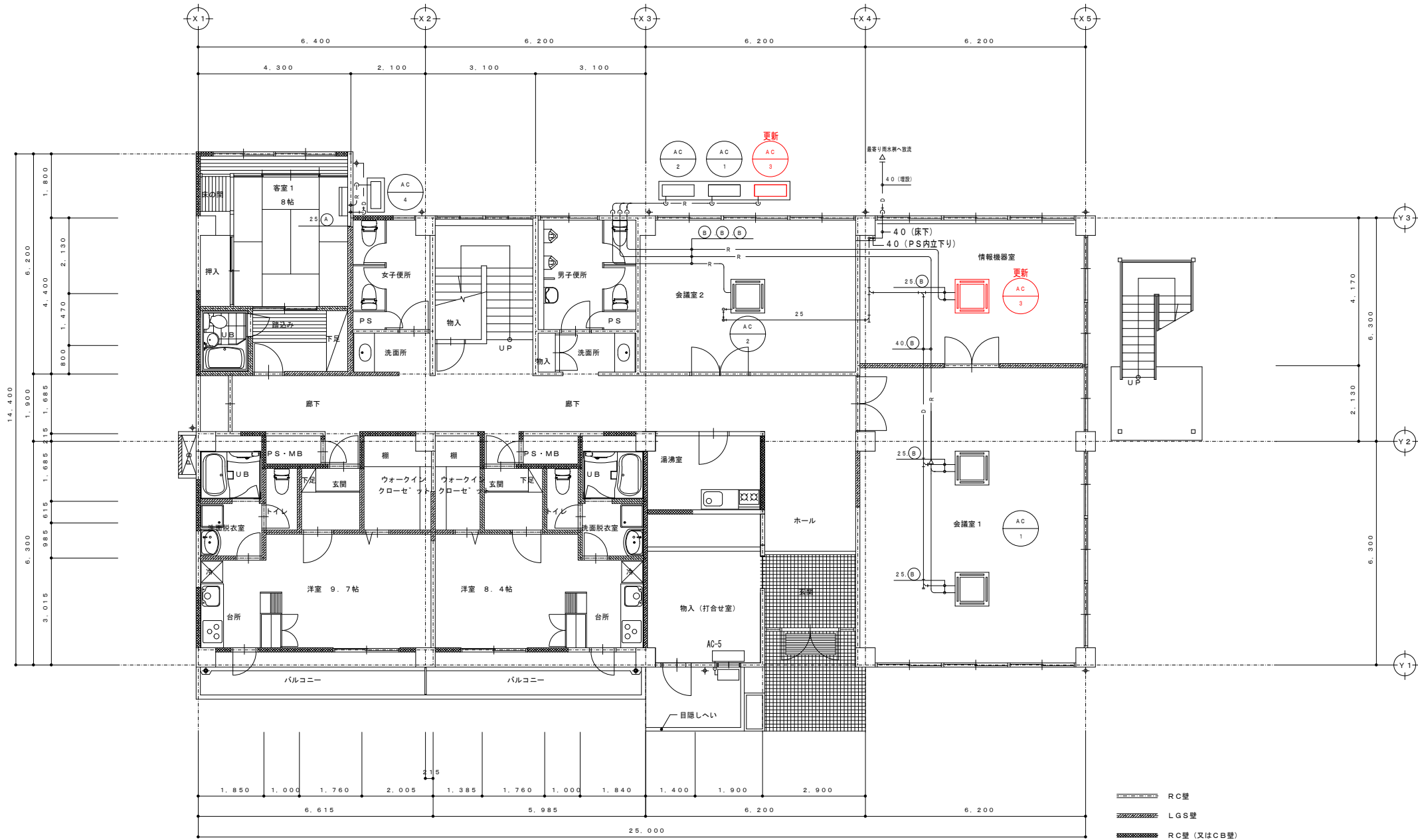
記号	名称	機 器 仕 様	電源 (φ-V)	台数	設置場所	備 考 (品番：三菱電機機)
AC-3	空冷ヒートポンプエアコン	形式 天井カセット形 4方向吹出タイプ	3-200	1	屋外	RC基礎：150H
		冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW			1階 情報機器室	(MPLZ-PR80BK)
		圧縮機 OUT：1.8kW 消費電力 C：2.22kW/H：2.64kW				
		送風機 OUT：60W IN：50W				
		付属品 化粧パネル・ワイヤードリモコン・室外機ドレンパンヒーター（130W）、他付属品一式				
		高置台（500H）・転倒防止金具は、残置（再利用）				

特記：機器能力はJIS条件の場合です。※既設配管配線を残置とする。

更新機器表

記号	名称	機 器 仕 様	電源 (φ-V)	台数	設置場所	備 考 (参考品番：三菱電機機)
AC-3	空冷ヒートポンプエアコン	形式 天井カセット形 4方向吹出タイプ	3-200	1	屋外	RC基礎：150H
		冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW			1階 情報機器室	(PLZ-ERMP80H5)
		圧縮機 OUT：1.6kW 消費電力 C：1.98kW/H：2.01kW				
		送風機 OUT：60W IN：50W				
		付属品 化粧パネル・ワイヤードリモコン・、他付属品一式				
		高置台（500H）・転倒防止金具は、既設再利用				

特記：機器能力はJIS条件の場合です。なお、メーカー標準仕様とし、グリーン購入法適合品とする。 ※既設配管配線を再利用する。



空調設備 1階平面図 S=1:100

(1FL=GL+490)

冷 媒 管 サ イ ズ		
記号	液 管	ガス管
(A)	6.4φ	9.5φ
(B)	9.5φ	15.9φ

注) 1. 屋外露出の冷媒管はSUSラッキング。

工 事 名			揖斐川事務所空調設備更新工事		
名 称			図面番号		
			M-02		
登録番号			整理番号		
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所					



既設空調室内機AC-3の設置状況



既設空調室外機AC-3の設置状況



既設空調室外機AC-3配管状況

【見積参考資料】概略工事工程表

工事名：揖斐川事務所空調設備更新工事

工 種		単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
準備工		式	1.0													・ 30日間
空調機納期		式	1.0													・ 15日間
現場作業		式	1.0													・ 5日間
後片付け		式	1.0													・ 20日間
制 約 条 件																

この「見積参考資料」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。したがって、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件・地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年9月17日に交付された揖斐川事務所空調設備更新工事の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。